

犬の飼い主の方へ 毎年1回4～6月の間に狂犬病予防注射を



# 動物病院での犬の鑑札、狂犬病予防接種注射済票交付



問 環境政策課管理係

環境政策課窓口で行っている鑑札、済票の交付を、動物病院でも実施します。

動物病院リスト 表のとおり

交付手数料 鑑札…3,000円、済票…550円

※注射接種費用、診察費等が別途かかります。

**注意事項** 鑑札・済票の再発行、転入や住所変更、死亡届（死亡届は電話での手続き可）等の手続きは環境政策課（市役所5階）へお越しください▷令和5年3月10日までに登録した犬の飼い主は、市から送付された「令和5年度狂犬病予防集合注射について」のハガキ（水色）を必ず持参してください▷令和5年3月10日以降に登録した犬の飼い主で4月1日時点でハガキが届いていない場合は、ご連絡ください。

実施動物病院一覧（50音順に掲載）

	動物病院名	所在地	電話
市内	青梅しんまちペットクリニック	新町9-2056-15	32-7301
	河辺ペットクリニック	河辺町9-1-28	23-7300
	くま動物病院（6月まで）	新町5-50-20	31-7756
	島田動物病院	小曾木5-3162	74-5360
	下澤動物病院	今寺3-443-9	31-1654
	ともだ動物病院	友田町3-156-3	25-8955
	長崎動物病院	東青梅4-12-19	23-3618
	にしやま動物病院	師岡町4-11-14	22-1199
	ふう動物病院	千ヶ瀬町5-628-4	78-3735
	パテモ動物病院 青梅	新町6-9-4 （カインズホーム青梅インター店内）	32-2663
市外	町田動物病院	野上町3-22-1	24-1937
	わあーみー動物病院	上町362-1日野屋ビル101	24-7703
	パテモ動物病院 日の出 （7月まで）	日の出町大字平井字三吉野桜木237-3 （イオンモール日の出内）	042-588-8617

## 可燃ごみ処理の広域支援を行います

問 西多摩衛生組合  
☎042-554-2409



小平・村山・大和衛生組合は、現在ごみ処理施設の更新を進めています。これに伴い、令和4年9月29日に小平・村山・大和衛生組合から西多摩衛生組合に対し、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく、5年度の可燃ごみ処理支援の依頼がありました。当組合では、相互扶助の観点から、引き続き、支援を行うこととしました。

今後とも公害防止対策の徹底を図り、法規制や公害防止協定を遵守していきます。

### 広域支援の内容

支援期間 4月1日～6年3月31日  
受入予定日数 52日/年  
受入量 約3,000トン/年

## ごみ袋の減免

次に該当する世帯の方へ年度に1回、無料でごみ袋を交付します。なお、受給対象世帯ではない方が代理で申請する場合は委任状が必要です。また、重複して受給はできません。

対象	申請が必要な方	交付数
市民税非課税世帯※ 世帯全員が65歳以上の世帯（今年度中に65歳になる方を含む） 次の手帳を持っている障がい者がいる世帯 ▷身体障害者手帳1・2級 ▷愛の手帳1・2度 ▷精神障害者保健福祉手帳1級	過去に一度も申請していない世帯は清掃リサイクル課（市役所5階）または各市民センターへ（要本人確認書類） 平成30年4月以降に一度も申請したことのない世帯の方は清掃リサイクル課へ（要各種手帳）	最大10組
生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯	清掃リサイクル課へ（要各受給証明書）	最大17組

※令和4年1月2日以降に市内に転入した方は、申請時に現世帯全員の令和4年度の住民税非課税証明書（写し可、令和4年1月1日現在の住所地で取得）が必要です。

## マイナンバーカードの電子証明書発行業務等の一時停止

問 市民課マイナンバーカード担当



地方公共団体情報システム機構（J-LIS）における公的個人認証システムの更改作業に伴い、マイナンバーカード用電子証明書の発行、失効、更新等の業務を停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

日時 4月29日（祝）～5月7日（日）



## リサイクル推進協力店募集中

ごみの減量とリサイクル活動を推進する店舗等の協力店には、店舗掲示用のステッカーの配布、市ホームページ等を通じてPRをします。

登録資格 市内にある小売店舗で、次の2項目以上を実施する店舗

- ①ペットボトルの回収
- ②発泡スチロールトレイの回収
- ③牛乳パックの回収
- ④びんの回収
- ⑤かんの回収
- ⑥買い物袋の持参奨励
- ⑦簡易包装の推進
- ⑧使い捨て容器の使用自粛
- ⑨エコマーク・グリーンマーク商品の販売促進
- ⑩生ごみ処理機器等の販売
- ⑪広告・チラシの再生紙の使用
- ⑫中古品の下取り・引き取り
- ⑬事業ごみのリサイクルの推進
- ⑭その他、市長が認めるごみ減量・リサイクルに関する事業

登録方法 清掃リサイクル課（市役所5階）で配布する申込書に必要事項を記入して、清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ



## 意見募集



### 青梅市虐待・暴力の防止等に関する条例（案）

閲覧期間	4月5日（水）～18日（火）
対象	市内在住・在勤者、当該案件に直接的な利害関係を有する方
閲覧場所	障がい者福祉課（市役所1階）、行政情報コーナー（市役所2階）、各市民センター、中央図書館、障がい者サポートセンター、子育て支援センター
提出方法	18日（消印）までに閲覧場所に備え付けの用紙（市ホームページからダウンロード可）に意見等を記入のうえ、次のいずれかの方法で障がい者福祉課支援相談係へ ▷直接持参 ▷郵送 ▷ファックス…☎24-0358 ▷電子メール…✉div1520@city.ome.lg.jp
意見への対応	受け付けた意見は、個人情報を除き、市の考え方を付して、市ホームページ等で公表します。意見に対する個別の回答はできません。

## 資源再利用実施団体奨励報償金の交付

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

令和4年度中に実施した資源回収の請求書の最終提出期限は4月17日（月）です。早めに清掃リサイクル課へ提出してください。

なお、最終提出期限後に請求書を提出した場合、お支払いできない可能性がありますので、ご注意ください。

## 井戸または簡易水道をお使いの方へ



問 下水道課総務経営係

井戸または簡易水道を使用し下水道（公設浄化槽を含む）に排水している場合、世帯人数により汚水量を認定し、下水道使用料金を算定します。世帯人数に変更があった場合や使用を中止した場合には、届出が必要となります。